# 令和元年度 第2回角田市総合教育会議

日 時 令和元年9月19日(木)

午後3時00分~

場 所 402会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 開会あいさつ(市長)
- 3 協 議
  - ・持続可能な地域づくり実現に向けた自治センターのあり方について
- 4 そ の 他
- 5 閉会あいさつ(教育長)
- 6 閉 会

令和元年9月19日総合教育会議 平成30年12月21日中央教育審議会(答申) 及び令和元年6月7日第9次地方分権一括法施行に基づく整理

# 持続可能な地域づくり実現に向けた自治センターのあり方について

1. 今後の地域における自治センターのあり方

## <地域における自治センターの目指すもの>

- (1) 地域における社会教育の意義と果たすべき役割
  - ~「自治センター」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり~
  - 多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応要請
- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、 SDGs に向けた取組 等
  - ⇒持続可能な地域づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要

## 人づくり

自主的・自発的な学びによる知的 欲求の充足、自己実現・成長

## つながりづくり

住民の相互学習を通じ、つながり 意識や住民同士の絆の強化

## 学びと活動の好循環

#### 地域づくり

地域に対する愛着や帰属意識、地域の 将来像を考え取組む意欲の喚起 住民の主体的参画による地域課題解決

(2) 新たな自治センターの方向性 ~開かれ、つながる自治センターの実現~

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり:社会的に孤立しがちな人々も含め、より多く の住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

## ネットワーク型行政の実質化:

教育委員会で完結させず、首長、NPO、大学、企業等

開かれ、つながる 自治センターへ

#### 地域の学びと活動を活性化する人材の活躍:

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

## <自治センターを基盤とした人づくり・つながりづくりに向けた具体的な方策>

- ① 学びへの参加のきっかけづくりの推進
  - ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
  - ・社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により手を差し伸べる取組を強化
- ② 多様な主体との連携・協働の推進
  - ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
  - ・地域学校協働活動を核とした自治センターと学校教育の一層の連携・協働
- ③ 多様な人材の幅広い活躍の推進
  - ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を自治センターの活動に巻き込み、 連携
- ④ 社会教育の基盤整備と多様な資金調達方法の活用等
  - ・予算の確保を含めた基盤整備
  - ・収益事業等の多様な資金調達方法の活用
- 2. 今後の自治センター施設のあり方

## <今後の自治センター施設に求められる役割>

自治センター施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割が求められる。

## <今後の自治センター施設の所管のあり方>

このような中、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第9次地方分権一括法)」が成立し、令和元年6月7日に公布され、社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が、同日施行されました。

### 改正の内容



教育委員会が所管する図書館、博物館、公民館などの公立社会教育施設について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。

○角田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(案)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条第 1 項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、公民館の設置、管理及び廃止に関すること(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るものを含む。)とする。

## 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の 定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又 は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下 「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号ま で及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
- 四 文化財の保護に関すること。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

#### (教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。) の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

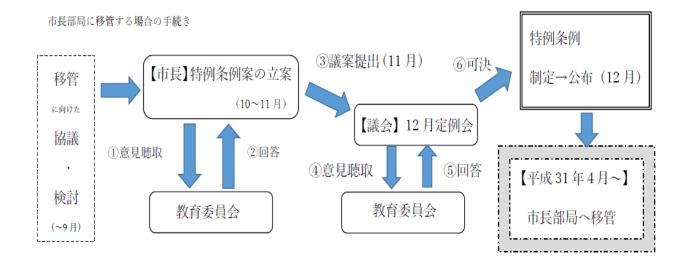
#### 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

#### (長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。



冬市町における小民館等の運営形能調べ(冬市町のホーナページ 冬側及び一部関き取り調本)

会和元在8日21日(水)現在

谷中町に	bける公氏館寺の連呂形態調へ(各市町のホ−	公民館等の運営形態調べ(各市町のホームページ、条例及び一部聞き取り調査) ニュニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ					
市町名	条例名	設置根拠法令	所管	管理運営	指定管理先	施設数	使用料徴収
白石市	白石市公民館条例	社会教育法第24条	教育委員会	指定管理	まちづくり協議会(8)	9	あり
柴田町	柴田町公民館条例	地方自治法第244条の2第1項及 び社会教育法第24条	教育委員会	直営		6	あり
蔵王町	蔵王町公民館の設置及び管理運営等に関す る条例	社会教育法第24条	教育委員会	直営		6	あり
村田町	村田町公民館条例	社会教育法第24条	教育委員会	直営		7	あり
大河原町	大河原町公民館条例	社会教育法第24条	教育委員会	直営		2	あり
丸森町	丸森町まちづくりセンターの設置及び管理に 関する条例	地方自治法第244条の2第1、3、 4、9項	市長部局	指定管理	住民自治組織(8)	8	あり
七ヶ宿町	七ヶ宿町公民館条例	社会教育法第24条	教育委員会	直営		8	あり
角田市	角田市自治センター条例	社会教育法第24条	教育委員会	直営		9	なし
岩沼市	岩沼市公民館の設置及び管理に関する条例	社会教育法第24条	教育委員会	直営		2	あり
名取市	名取市公民館条例	社会教育法第24条	教育委員会	直営		11	あり
東松島市	東松島市市民センター条例	条例に設置根拠法令明記なし	市長部局	指定管理	地域自治組織(8)	8	あり
多賀城市	多賀城市公民館条例	社会教育法第24条	教育委員会	中央公民館のみ 指定管理、他は 直営	JM共同事業体(1)	3	あり
大崎市	大崎市公民館条例	条例に設置根拠法令明記なし	教育委員会	指定管理は13施 設。他は直営。	地域自治組織(13)	28	あり
登米市	登米市公民館条例	社会教育法第24条	教育委員会	指定管理は12施 設。他は直営。	自治組織(12)	17	あり

<sup>※</sup>多賀城市文化センターは、市民会館、中央公民館、埋蔵文化財調査センターの複合施設。 ※川崎町の公民館条例確認ができなかったため、上記へ掲載しなかった。

# 角田市学校の適正規模等に関する基本構想【中間案】の説明会を開催します。

- ◇角田市学校の適正規模等に関する基本構想(中間案)の説明会を下記により開催いたします。どなたでも参加できますので、是非ご出席ください。
- ◇角田市学校の適正規模等に関する基本構想(中間案)の概要版を10月1日の文書配布の際に全世帯に配布させて頂きました。ぜひご覧願います。説明会当日には、この概要版をご持参願います。

月日	(曜)	時間	場所	主な対象の方
10月3日	(木)	午後6時30分~	北郷小学校体育館	北郷小学校の保護者の皆様 北郷地区の皆様
10月11日	(金)	午後7時~	東根自治センター	東根地区の皆様
10月15日	(火)	午後7時~	枝野自治センター	枝野地区の皆様
10月16日	(水)	午後7時~	西根小学校英語活動室	西根小学校の保護者の皆様
10月17日	(木)	午後6時30分~	北角田中学校体育館	北角田中学校の保護者の皆様
10月18日	(金)	午後7時~	桜小学校さくらホール	桜小学校の保護者の皆様
10月21日	(月)	午後7時~	藤尾自治センター	藤尾地区の皆様
10月23日	(水)	午後7時~	西根自治センター	西根地区の皆様
10月25日	(金)	午後7時~	桜自治センター	桜地区の皆様
10月29日	(火)	午後6時30分~	角田市市民センター 201会議室	角田小・横倉小・角田中学校の保護 者の皆様及び学区内の地域の皆様

- ◆9月17日(火)に角田小・横倉小・角田中学校の父母教師会合同で開催した説明会と内容は同様です。当日参加できなかった方は、10月29日(火)の説明会へどうぞ。
- ◆枝野小·藤尾小·金津中学校及び東根小学校の保護者の皆様への説明会は、9月末までに既に開催済です。当日参加できなかった方は、地区説明会へどうぞ。
- □この中間案の全文は、角田市教育委員会教育総務課(角田市役所東庁舎4階)で閲覧できるほか、 市ホームページに掲載しています。
- □この中間案に対するパブリックコメントを10月31日まで実施しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 角田市教育委員会 教育総務課 総務係 電話 63-0130 Fax 63-4884